

2026(令和8)年度 へき地学校教育支援事業 募集要項

この事業は、教育文化事業規程第1条に基づき、交通条件及び自然的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島に所在する学校の教育内容や方法、環境を充実するために助成を行います。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 沖縄支部
後援 文部科学省

2. 趣旨

交通条件及び自然的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島に所在する学校に対する助成を通して教育内容等を充実することに寄与貢献します。

3. 助成対象

「へき地学校教育振興法」に基づいた指定学校のうち、へき地等級2～5級の学校（小・中学校）を対象とします。

4. 対象事業

助成対象の事業は、下記のとおりとする。

- (1) へき地学校がもつ課題等に対して研究・活動を行う事業
(例：少人数・小規模校における効果的な事業方法の研究、意欲的に学ぶ子どもを育てるための指導研究)
- (2) へき地学校の課題を解決するために備品・教材を購入し教育環境を整備する事業
(例：ICT教材、体育用品の提供)
- (3) 地域や保護者、近隣の学校及び各教育団体等と連携し、子どもたちの資質を高めることを目的とする事業
(例：運動会、公開授業、学芸会、各教育団体等との協賛事業)

5. 応募条件

選考基準に基づいた研究・活動や事業を年度内に行う予定のある学校とします。

ただし、2022年度から2026年度までに1回限りの申請とする。

6. 募集期間 2026(令和8)年 4月1日(水) ～

2026(令和8)年 6月15日(月) まで【必着・締切厳守】

7. スケジュール

2026(令和8)年	7月上旬	支部教育振興事業選考委員会にて選考
	7月中旬	採否の結果を通知
	9月中旬	研究助成金を指定口座へ振込
	7月下旬～12月	研究助成金目録の交付(事業説明会を含む)
2027(令和9)年	3月10日(水)	成果報告書の提出締切

- ※ 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。
- ※ 採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。
- ※ 助成が決定した事業については、研究・活動等の進捗を確認することがあります。

8. 応募方法

① 申請書作成・提出

- ア 当支部ホームページ (<https://www.nikkyoko-okinawa.jp>) を開き、「へき地学校教育支援事業 申請書」をダウンロードしてください。
- イ 申請書に必要事項を入力してください。**(手書きは不可)**
- ウ 申請書に記載した「振込先金融機関の通帳コピー*」を添付してください。
※通帳見開き1・2ページ目(表紙裏側)の口座情報(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義)が記載されている部分
- エ 郵送又は持参にて印刷したものを提出してください。

② 附属資料の提出(任意)

- ア 参考資料を添付する場合は、A4版3枚以内とします。上記と同封の上、提出してください。

③ 提出先 〒900-0014 那覇市松尾1-7-12

公益財団法人 日本教育公務員弘済会沖縄支部 「助成金担当」宛

④ 締切 2026(令和8)年6月15日(月)【必着・締切厳守】

〈個人情報取り扱い〉

- ・申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象の学校及び助成対象テーマと助成金額や贈呈式の模様を、ホームページ、広報誌等で公表します。

9. 助成金額及び対象外費用

1校あたり5万円以内とします。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- (1) 応募する申請者本人の人件費及び謝金(外部講師費用は除く)
- (2) 研修参加費(交通費も不可)
- (3) 汎用性の高い機器等
- (4) 学校の一般管理費(例:公共料金の支払い)等
- (5) 懇親会費等の飲食費
- (6) 児童・生徒以外の施設入場料等
- (7) その他事業に関係ない物品購入費等

※ 助成後、対象外費用に使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金していただくことがあります。

10. 選考

(1) 選考方法

- ① 日教弘沖縄支部教育振興事業選考委員会の選考後、沖縄支部幹事会の議を経て支部長が対象校を決定します。
- ② 助成の採否を文書で各申請校に連絡します。なお、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

(2) 選考基準

- ① へき地学校がもつ課題に対して有益な研究・活動を行っているもの
- ② へき地学校において有益な研究・活動を行っているもの
- ③ 地域や保護者及び近隣の学校と連携して有益な事業を行っているもの
- ④ へき地学校の課題を解決するために備品・物品を購入し有益な教育環境整備を行っているもの

11. 助成対象校の義務等

- (1) 研究助成金目録交付の際は、原則、全教職員の前で学校長に手交し、日教弘沖縄支部の事業説明（所要時間 20 分程度～）を行います。
- (2) 助成対象校は、着金確認後、速やかに当支部指定の受領書を提出するものとします。
- (3) 助成金は申請年度内に全額使い切るものとします。万一、残金が生じた場合は、申請年度内に返金いただきますので速やかに当支部まで連絡してください。（振込手数料は学校負担）
- (4) 助成対象校は、申請書の内容に従って助成金を使用します。また、使用する際には必ず領収書（宛名は学校名、コピー可）を取り、研究・活動等の終了後に経過・結果等に関する報告「へき地学校教育支援事業報告書」と併せて 2027(令和9)年3月10日(水)【**必着・締切厳守**】までに郵送又は持参にて提出してください
なお、提出された報告書・資料等は、当会が公表できるものとします。

12. その他注意事項

- (1) 申請書及び成果報告書の記載内容については、代表者（学校長等）に承認をもらった後にチェックマーク記載欄に☑を記入します。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 万一、故意の虚偽記載、又は研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。
- (4) 選考結果の情報及び採否の理由についての問い合わせには回答しません。
- (5) 助成対象者が論文等により助成事業の成果を発表する場合には、論文等に助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。

記載例：「本文の作成にあたり、公益財団法人 日本教育公務員弘済会沖縄支部より令和8年度へき地学校教育支援事業の助成を受けました。」

また、研究機関のホームページや広報誌において研究の成果を発表する場合も、その成果が公益財団法人日本教育公務員弘済会沖縄支部からの助成を受けて行った研究の成果であることを表示してください。

なお、助成金で購入した物品等については「日教弘沖縄支部 へき地学校教育支援事業助成」の名称をラベル等で添付してください。

13. 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会沖縄支部

〒900-0014 沖縄県那覇市松尾 1-7-12

TEL:098-867-1765

E-MAIL : okinawa★nikkyoko.or.jp URL : <https://www.nikkyoko-okinawa.jp>

※メールアドレスについては「★」を半角の「@」に置き換えてください。